

## とちぎゼロカーボン企業表彰実施要綱

(目的)

**第1条** 栃木県カーボンニュートラル実現条例（令和5年栃木県条例第1号）第12条の規定に基づき、カーボンニュートラル実現に関する特に優れた取組を行った県内の中小企業者等を表彰し、その取組を広く公表することにより、オールとちぎでカーボンニュートラルの実現に取り組む気運の醸成を図る。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、別表1に規定する会社及び個人

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人

オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる事業に記載の従業員規模以下のもの

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク 青色申告を行っている個人事業主

ケ その他栃木県知事（以下「知事」という。）が適当であると認める者

(2) 省エネ

エネルギーを効率的に使用すること。

(3) 創エネ

再生可能エネルギーを活用すること。

(4) 燃料転換

環境負荷の低いエネルギーに転換すること。

(5) 吸収源対策

温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定すること。

(表彰の対象)

**第3条** 表彰の対象者は、栃木県内に事務所又は事業所を有する中小企業者等で、カーボンニュートラルの実現に関する特に優れた取組を行っている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、表彰の対象から除外する。

(1) 役員等が暴力団員又は暴力団の関係者である者

(2) 法令等の社会的規範を遵守していないと認められる者

(表彰の種類)

**第4条** ゼロカーボン企業表彰の種類は次のとおりとする。

(1) 大賞

貢献度、波及性等の総合評価において、特に優秀と認められる中小企業者等

(2) 特別賞

前号に規定するものを除き、第7条に規定する評価基準に照らし、特に優秀と認められる中小企業者等

(応募方法)

**第5条** 表彰に応募しようとする者は、自薦の場合は別記様式1に、他薦の場合は別記様式2に必要な事項を記入し、事業概要や活動内容に関する資料を添付の上、別に定める方法により、知事に提出するものとする。なお、他薦の場合は予め応募に係る了承を得たものに限る。

(審査方法)

**第6条** 審査は、別に定めるとちぎゼロカーボン企業表彰審査会（以下「審査会」という。）において行う。

2 審査会は、中小企業者等が行う「省エネ」「創エネ」「燃料転換」「吸収源対策」等の分野の取組について次条に定める評価基準に基づき審査・選考を行い、知事に推薦すべき被表彰候補者を決定する。

(評価基準)

**第7条** 評価基準は、次のとおりとする。

評価項目	基準
貢献度	温室効果ガスの排出削減や吸収をはじめ、カーボンニュートラル実現に具体的な貢献をしていること。
波及性	他の事業者等への展開が容易であったり、県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与しているなど、波及効果が期待できること。
持続性	一過性のイベントや活動ではなく、活動の持続的な発展が期待できること。
創意工夫	従来の取組とは異なるなど、独自のアイデアや創意工夫を凝らしていること。
連携・協働	事業者等内部での取組にとどまらず、関係団体や他の事業者等にも主体的にその取組を拡げるなどの連携・協働を図っていること（県が行う脱炭素に関する取組への協力を含む。）。

(被表彰者の決定)

**第8条** 被表彰者は、審査会の推薦に基づき知事が決定する。

(表彰の方法)

**第9条** 知事は、被表彰者に対し、表彰状を授与する。

(表彰取組の公表)

第10条 知事は、被表彰者の取組の概要を栃木県ホームページ等に掲載し、広く周知するものとする。

(事務局)

第11条 とちぎゼロカーボン企業表彰の実施に係る事務を行うための事務局を、栃木県環境森林部気候変動対策課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6(2024)年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8(2026)年7月7日から施行する。

別表1

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他（ゴム製品製造業除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者等とする。